

同じき天皇の平城宮に天下治めたまひし延暦十六年丁丑の夏四五  
 両月の頃、景戒の室に夜々ごとに狐鳴き、并に景戒の私に造れる堂の壁を狐堀  
 りて内に入る。仏の坐の上に屎矢りて穢す。或るは屋戸に向ひて鳴く。然ら  
 して二百二十余箇日を経て、十二月の十七日に景戒の男死ぬ。

また十八年己卯の十一月十二箇月の頃、景戒の家に狐鳴く。また時々枕簾  
 鳴くなり。次に来る十九年庚辰の正月の十二日に、景戒の馬死ぬ。また同  
 じき月の二十五日に、馬死ぬ。

是を以ちて当に知るべし、災の相まづ兼ねて表れ、後に其の災の災来り被る  
 なり、と。然らして景戒、いまだ軒轅黄帝の陰陽の術を推ねず、いまだ天台智  
 者の甚深の解を得ず。故に災を免る由を知らずして、其の災を受く。災を除  
 く術を推ねずして、滅ぶる愁を蒙る。動めざるべからず、恐りざるべからず。

智と行と並び具はる禪師重ねて人の身を得国皇の子に

生るる縁 第三十九

釈善珠禪師は、俗姓は跡連なり。母の姓を負ひて跡氏と為る。幼き時に母

に随ひて大和国山辺郡磯城嶋村に住む。得度し精勤めて修ひ学ひて、智と  
 行と双ながら有り。皇臣に敬はれ、道俗に貴はる。法を弘め人を導き、以ちて  
 行業とす。是を以ちて天皇、其の行の徳を貴び、拜ひて僧正に任く。而りして  
 彼の禪師の願の右の方に大なる願有り。平城宮に天下治めたまひし山部天皇の  
 御世の延暦十七年の比頃、禪師善珠命終る時に臨みて、世俗の法に依りて  
 飯占を問へる時に、神靈卜者に託きて言はく「我れかならず日本国王の夫人丹  
 治比孃女の胎に宿りて、王子に生れむ。吾が面に願著きて生れむ。以ちて虚  
 実を知るのみ」といふ。命終りて後に、延暦十八年の比頃、丹治比夫人一の  
 王子を誕生みたまふ。其の願の右の方に願著けること先の如し。善珠禪師の面  
 の願失せずして著きて生れたまふ。故に名けて大徳親王と号す。然うして三  
 年ばかりを経て世に存りて薨りたまふ。飯占を問へる時に、大徳親王の靈、  
 卜者に託きて言はく「我れは是れ善珠法師なり。暫間国王の子に生る。吾が為  
 に香を焼き供養せよ」とのたまふ。是の故に当に知るべし、善珠大徳、重ねて  
 人の身を得て人王の子に生れたまふ、と。内教に言はく「人家々」とは、其れ  
 斯れを謂ふなり。是れまた奇異しき事なり。

また伊与国神野郡の郡内に山有り、名けて石鏡山と号ふ。是れすなはち彼の

九「新羅種子は上文の二本有種子に対する語。後天的な種子。景戒がそれまで知らなかつた書物を手渡された、というイメージが「新羅種子」のイメージを喚起している。「入空は法苑に對する語で、人は空である、五陰は無我である」と知ること。「頭行人空聲」は、行じて人は空であるとする智に到達する。景戒は新たな行業によつて菩提を得る道を、歩みつつある。二〇仏菩薩の慈悲。二一景戒のところに。二二五性のひとつ。成仏の可能性を欠く。二三人間界や天上界に生まれる因。二四後代の説話集(たとえは宇治拾遺物語)にみえるように、「一事は説話の標題と考へるべきであらう。二五七八八年、云々をわめて異様な、強烈なイメージを含む夢である。二六死に際して魂が肉体から分離する、という考へにもとづく。身体ではなく魂が主体としてとらえられている。二七「如、蝶、死屍、以、杖、廻、屍、既、已、杖、亦、心、統(俱舍論記、二十八)という例もみえるが、実体験にもとづいた叙述であらう。二八敦煌文書中の夢解書には「身死の夢を長命と解く例がみえる、という中前正志の指摘がある。二九七九五年。三〇僧位のひとつ。一伝燈大師位(准三位)、伝燈法師位、伝燈住位、伝燈住位(准五位)、伝燈入位(准七位)(二十卷本和名抄)。

一以下には景戒自身にかかわる素朴説話が展開される。本書では桓武天皇(山部天皇)に關しては宮宮表示に不審な点が多い。そこに並記された年時を基準として桓武天皇の宮宮表示をみるならば、正しいものは一例も無い。平城宮とあるべきを長岡宮とする例(下巻二十縁)、長岡宮とあるべきを平安宮とする例(下巻二十九縁)、平安宮とあるべきを平城宮とする例(下巻三十

八縁、二十九縁)などがみえる。本書の宮宮表示によれば、長岡宮から平安宮へ、平安宮から平城宮へは遷都したかのような印象を受ける。また、年の干支に誤りのみえる下巻二十縁、三十一縁、三十二縁も、桓武天皇の代の説話である。このような誤りが何に起因するものか不明。二七九七年。二七九九年。二八〇〇年。二八〇一年。二八〇二年。二八〇三年。二八〇四年。二八〇五年。二八〇六年。二八〇七年。二八〇八年。二八〇九年。二八一〇年。二八一一年。二八一二年。二八一三年。二八一四年。二八一五年。二八一六年。二八一七年。二八一八年。二八一九年。二八二〇年。二八二一年。二八二二年。二八二三年。二八二四年。二八二五年。二八二六年。二八二七年。二八二八年。二八二九年。二八三〇年。二八三一年。二八三二年。二八三三年。二八三四年。二八三五年。二八三六年。二八三七年。二八三八年。二八三九年。二八四〇年。二八四一年。二八四二年。二八四三年。二八四四年。二八四五年。二八四六年。二八四七年。二八四八年。二八四九年。二八五〇年。二八五一年。二八五二年。二八五三年。二八五四年。二八五五年。二八五六年。二八五七年。二八五八年。二八五九年。二八六〇年。二八六一年。二八六二年。二八六三年。二八六四年。二八六五年。二八六六年。二八六七年。二八六八年。二八六九年。二八七〇年。二八七一年。二八七二年。二八七三年。二八七四年。二八七五年。二八七六年。二八七七年。二八七八年。二八七九年。二八八〇年。二八八一年。二八八二年。二八八三年。二八八四年。二八八五年。二八八六年。二八八七年。二八八八年。二八八九年。二八九〇年。二八九一年。二八九二年。二八九三年。二八九四年。二八九五年。二八九六年。二八九七年。二八九八年。二八九九年。二九〇〇年。二九〇一年。二九〇二年。二九〇三年。二九〇四年。二九〇五年。二九〇六年。二九〇七年。二九〇八年。二九〇九年。二九一〇年。二九一一年。二九一二年。二九一三年。二九一四年。二九一五年。二九一六年。二九一七年。二九一八年。二九一九年。二九二〇年。二九二一年。二九二二年。二九二三年。二九二四年。二九二五年。二九二六年。二九二七年。二九二八年。二九二九年。二九三〇年。二九三一年。二九三二年。二九三三年。二九三四年。二九三五年。二九三六年。二九三七年。二九三八年。二九三九年。二九四〇年。二九四一年。二九四二年。二九四三年。二九四四年。二九四五年。二九四六年。二九四七年。二九四八年。二九四九年。二九五〇年。二九五一年。二九五二年。二九五三年。二九五四年。二九五五年。二九五六年。二九五七年。二九五八年。二九五九年。二九六〇年。二九六一年。二九六二年。二九六三年。二九六四年。二九六五年。二九六六年。二九六七年。二九六八年。二九六九年。二九七〇年。二九七一年。二九七二年。二九七三年。二九七四年。二九七五年。二九七六年。二九七七年。二九七八年。二九七九年。二九八〇年。二九八一年。二九八二年。二九八三年。二九八四年。二九八五年。二九八六年。二九八七年。二九八八年。二九八九年。二九九〇年。二九九一年。二九九二年。二九九三年。二九九四年。二九九五年。二九九六年。二九九七年。二九九八年。二九九九年。三〇〇〇年。

第三十九縁 転生説話。いささか異様な印象を与えてはいるが、景戒の意図としては当代の天皇を仏教史の中に位置づける。聖なる天皇であることを願望しつつ擲筆。  
 一十下巻三十五縁。二阿刀連(迹連)とも表記する。扶桑略記・延暦十六年四月二十一日条には「俗姓宗師信賴、京求八世」とみえる。  
 三奈良原(奈良原)井市あり。二七六寺年表によれば、天徳二年(天三)二月に傳正。日本後紀によれば延暦十六年(七七)一月に傳正。いずれの説に拠つても天皇は桓武天皇。三はくろ。こぶ、いば、あざ、の類をも含む。三桓武天皇。下巻三十八縁。二七九八年。七六寺年表では、延暦十六年四月二十一日歿とされる。延暦十六年歿のほらが延暦十七年の大徳親王誕生に合致するのだが、本説話では大徳親王誕生を一年くり下げて延暦十八年としており、延暦十七年善珠歿のほらがかえって叙述に矛盾を生じない。本書の桓武天皇の代の説話に年時の不審な記述を含むことが多いのだが、こもその例。  
 四原文「臨命終時」。仏典語。二云。名。称からは、飯を用いた古いであると推測されるのだが、下文にはそれを思わせるようなもののみえない。本説話にみえる二例の飯占は、いず

山に有る石槌神の名なり。其の山高く峻しくして、凡夫登り、到ること得ず。た  
 だし淨き行の人のみ登り、到りて居住む。昔、諸樂宮に二十五年天下治めたまひ  
 し勝宝心眞聖武太上天皇の御世に、また同じき宮に九年天下治めたまひし帝  
 姫阿陪天皇の御世に、彼の山に淨き行の禪師有りて修行ふ。其の名を寂仙菩薩  
 と爲す。其の時の世人道俗、彼の淨き行を貴ぶるが故に、美めて菩薩と稱す。  
 帝姫天皇の御世の九年にして、宝字二年歳の戊戌に次る年に、寂仙禪師、命終  
 る日に臨みて、録の文を留めたまひ、弟子に授けて告げて言はく「我が命終り  
 てより以後に、二十八年の間を歴て、国王の子に生れ、名けて神野と爲さむ。  
 是を以ちて當に我れ寂仙と知るべし」とのたまふ。然りして二十八年を歴て、  
 平安宮に天下治めたまひし山部天皇の御世の延暦五年歳の丙寅に次る年に、す  
 なはち山部天皇の皇子に生れたまひ、其の名を神野親王と爲す。今平安宮に  
 天下統治めたまふ賀美能天皇是れなり。是を以ちて定めて知る、此れ聖の君な  
 りといふことを。また何を以ちてか聖の君と知る。世俗云はく「国皇の法に、  
 人を殺したる罪人は、かならず法に隨ひて殺す。而れども是の天皇は、弘仁の  
 年号を出して世に伝へ、殺すべき人を濟罪と成して彼の命を活けて、人を治め  
 たまふなり。是を以ちて聖に聖の君なりといふことを知る」といふ。或る人

れも臨終の時におこなわれている。飯は臨終  
 の時に死者に供する食なのであろうか。「依世  
 俗法」とあり、当時ひろくおこなわれていたの  
 であらうが、他に例をみない。二十いさきかあ  
 いまいな叙述であるが、すでに菩薩は死んでし  
 まつている、と考へるべきであらう。死者の靈  
 がト者に憑依したのである。二一ト中巻序。  
 元后宮には、妃三石、夫人三石、嬪四名、と  
 された。夫人は三位以上(後宮職員令)。三多  
 治比真宗。多治比真野の女。桓武天皇の後宮に  
 入り、六親王を生む。弘仁十四年(三三)六月十  
 一日に歿、五十五歳(日本紀略)。延暦十六年(三  
 七)夫人二代要記。攻証。二七九九年。日  
 本紀略によれば大徳親王は延暦十七年の誕生と  
 推定される。三本説話にも下巻二十五縁にも  
 「善味大徳」という呼称がみえる。「大徳」の誕生  
 だから「大徳親王」と呼ばれた、と本説話は解し  
 ている。三桓武天皇の第十一子。延暦二十二  
 年(三三)三月二十五日歿、六歳(日本紀略)。下  
 文に「經三年計」とみえるのは何に拠つたもの  
 か不明。四転生して人間に生まれることの困  
 難さは諸書にひろく説かれていた。たとへば  
 「一身難得、如優曇花」(大般涅槃經・光明遍  
 照高貴德王菩薩摩訶薩品)「一身難得(提謂證)な  
 ど。五戒をたもつことによつて人間への転生が  
 かなら。証眞の法華玄義私記・十所引提謂證に  
 は「持五戒爲人」とみえる。人間に生まれた  
 ということとでその人の前世でのおこないのすぐ  
 れていることが示される。菩薩聖蹟本業經下  
 には、十善をおこなうならば王となる、と説か  
 れる。人間に生まれ王に生まれた、ということ  
 で過去世でのおこないのすぐれていることが示  
 される。三俱舍論・分別賢聖品に二「人家、  
 謂於人趣、生三二家、而証曰賢」とみえる

誹りていはく「聖の君にあらず。何を以ちての故に。此の天皇の時に、天下  
 に早の厲有り。また天の災と地の妖と飢饉の難と繁く多有り。また鷹と犬と  
 を養ひて鳥と猪と鹿とを取る。是れ慈悲ぶる心にあらず」といふ。是の儀然あ  
 らず。食す国内の物は、みな国皇の物なり。針指すばかりの末だに、私の物  
 かつて無し。国皇の随自在の儀なり。百姓といへども、あに誹らむや。また聖  
 の君堯舜の世にすら、なほし早の厲在り。故に誹るべからず。

(攻証)。人間界で生まれかわつて、あるいは二  
 生し、あるいは三年してつては仏果に到達す  
 る。三愛媛縣新居市西条市あたり。大同  
 四年(三三)には神野郡は新居郡と改称されて  
 いる(親業国史。攻証)。  
 三「いづちの訓みは小泉遺説に拠る。

我れ聞く所に従ひて、口伝を選ひ、善と悪とを標として、靈奇を録す。願  
 はくは此の種を以ちて、群の迷に施し、共に西の方の安樂国に生れむ。

一未詳。石土毘古神(古事記上)とのかわり  
 も不明。二上十卷二十六縁。三孝謙天皇は、  
 天平勝宝元年(七五)七月二日即位、天平宝字二  
 年(七六)八月一日讓位。四未詳。文德天皇実  
 録嘉祥三年五月五日条に、伊予国神野郡の灼  
 然(びげ)の弟子上仙(じやうせん)が天皇に転生した説話  
 がみえる。上仙よりもその師灼然のほうが本説  
 話の寂仙に近い名をもっている。五在位九年  
 にあたる。このあたりの計算は満年数に拠つて  
 いる。六七八八。七以下が録文の記載内  
 容。八長岡宮とあるべきか。一ト巻二十八縁。  
 九七八八。聖武天皇の在位を二十五年とし、  
 孝謙天皇の在位を九年とし、天平宝字二年(七  
 五)から延暦五年(六六)までを二十八年とする  
 のは満年数による計算。一嵯峨天皇。桓武天  
 皇の第二子。延暦五年(六六)に長岡宮で誕生(日  
 本紀略)。二原文今平安宮統治天下賀美能  
 天皇是也。底本原文には今平安宮統十四介  
 治天下賀美能天皇是也とある。「十四介」は  
 訓釈の誤入と考へて本文から除いた。「統」は  
 「統」の誤写。「介」は「統」の訓釈「ス」の誤写  
 であらう。「十四」は不明。三八二〇年九月十  
 九日改元(日本後紀)。「仁」を弘める意の年号  
 であることに、本説話では関心をもたれている。  
 「弘仁」は、森鷗外の元号考にも典拠があげられ  
 ていない。三攻証は、日本後紀・弘仁元年九  
 月十七日条の阿倍清繼らの例をあげる。「原」死

日本国現報善惡靈異記 下巻 薬業の右京の薬師寺の伝燈住位の傳景戒録す。ただし三巻に在す。

如「遠流」とみえる。二四「阿キラカナリ」(名義抄)。二五「攻証」は、日本紀略、日本後紀、類聚国史に拠って皇徳の記録を撰記する。大同四年、弘仁三年、八年、十年、十二年、十三年の記録である。二六「攻証」は、日本紀略、類聚国史に拠って大同四年から弘仁十年までの大風、暴風雨、霖雨、洪水、地震などの記録を撰記する。二七「攻証」は、日本紀略、類聚国史に拠って大同五年から弘仁十四年までの飢饉の記録を撰記する。二八「攻証」は、類聚国史に拠って游獵回数をあけている。弘仁元年は二回、二年は七回、三年は六回、四年は九回、五年は十二回、六年は五回、七年は三回、八年は八回、九年は四回、十年は五回、十二年は二回、十三年は八回、十四年は二回。二九「未詳」。聖の治世に水害があり、聖の湯王の治世に旱害があったことは諸書にみえ、「養永九年、養宣十載(礼記)」などと表現された。攻証の指摘によれば聖徳太子伝(上)に「古之聖王勝於凶災故、有唐旱敗水之事ことみえるのが(唐魏の旱、敗湯の水、の意であるので)通行の伝承とは逆になっており、本説話の聖舜の世の旱厲に一致する。聖徳太子平氏伝(雑勘文・上)二も養永の例は多くあけるが聖早の例をあげない。

跋 三巻を統括する跋。延暦六年原撰本においても、すでに跋としての役割をはたしていたであろう。

三〇「善惡にかかわる説話を分類整理する。一「極」はおそらくは「惡」の増画字。一「極」は「惡」に通じ、同類のものを集める意。興福寺本訓(多)「多年良止之天」(上巻十七巻)。二「靈異にかかわる説話を記録する。三「回向文」の形式。三「阿弥陀仏の浄土」。

## 日本靈異記 原文